

平成 28 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 8 日 )  
( 第 12 号 )



平成28年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 12 号

○平成28年6月8日（水曜日）

---

### 議事日程（第12号）

平成28年6月8日（水）午前10時開議

- 第1 議提議案第2号  
〔提案説明〕
- 第2 議案第105号から議案第112号まで並びに議提議案第2号  
〔質疑、委員会付託〕
- 第3 決議案第3号  
〔採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議提議案第2号
- 日程第2 議案第105号から議案第112号まで並びに議提議案第2号
- 日程第3 決議案第3号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香

6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡
31	番	小林	正人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児

34	番	中 嶋	年 規
35	番	奥 野	英 介
37	番	長 田	隆 尚
38	番	館	直 人
39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
欠席議員	1名		
36	番	今 井	智 広
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	梶 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課班長)	中 村 晃 康

---

 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	渡 邊 信一郎
危機管理統括監	稲 垣 清 文
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長事務取扱	渡 邊 信一郎
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	田 中 功
地域連携部長	服 部 浩
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	水 島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局理事	村 上 亘
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	城 本 曉

教育委員会委員長  
教 育 長

前 田 光 久  
山 口 千代己

公安委員会委員  
警 察 本 部 長

山 本 進  
森 元 良 幸

代表監査委員  
監査委員事務局長

福 井 信 行  
小 林 源太郎

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

竹 川 博 子  
青 木 正 晴

選挙管理委員会委員長

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第2号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、決議案第3号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、6月3日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたし

ました。

次に、報告第36号に関する正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

議提議案第2号 三重県手話言語条例案

---

議提議案第2号

三重県手話言語条例案

右提出する。

平成28年6月3日

提 出 者

芳 野 正 英  
中瀬古 初 美  
山 内 道 明  
岡 野 恵 美  
倉 本 崇 弘  
稲 森 稔 尚  
田 中 祐 治  
大久保 孝 栄  
稲 垣 昭 義  
津 田 健 児  
長 田 隆 尚  
水 谷 隆

三重県手話言語条例

目次



## 前文

### 第一章 総則（第一条—第六条）

### 第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画（第七条）

### 第三章 基本的施策（第八条—第十三条）

### 第四章 雑則（第十四条）

## 附則

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難い。また、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。手話はろう者にとっての声と言うべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、台風等の風水害や大規模な地震災害がしばしば発生している三重県においては、災害の発生時において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無

にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

### (県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

2 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪

れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

- 3 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

（市町及び関係機関との連携及び協力）

第四条 県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。

- 2 ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

## 第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

（情報の取得等におけるバリアフリー化等）

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情

勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。

3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳を行う人材の育成等)

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(手話の普及等)

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。

3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関

する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

#### 第四章 雑則

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

3 三重県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三重県条例第二十一号）

の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。

第六条を第七条とし、第五条第三項中「会長及び委員」を「会長、委員及び専門委員」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(専門委員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

#### 提案理由

聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与するため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

決議案第3号

沖縄県における米軍属による凶悪事件に抗議する決議案  
上記提出する。

平成28年6月8日

提 出 者

山 内 道 明  
山 本 里 香  
倉 本 崇 弘  
稲 森 稔 尚  
大久保 孝 栄  
藤 田 宜 三  
津 田 健 児  
長 田 隆 尚  
三 谷 哲 央  
山 本 勝

沖縄県における米軍属による凶悪事件に抗議する決議案

4月28日から行方不明になっていた沖縄県の20歳の女性が、5月19日遺体となって発見された。沖縄県警は、同日、死体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を緊急逮捕した。

我が国は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀肅正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に申し入れてきたところであるが、それにもかかわらず、今回、またもやこのような凶悪な事件が発生したことに対し激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本県議会は、今回の事件に対し強く抗議するとともに、国に対し、下記の事項が速やかに実現されるよう強く求めるものである。

記

- 1 米軍人・軍属等の綱紀肅正及び人権教育を徹底的に行うとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ、公表すること。
- 2 米軍基地に起因する様々な事件・事故から国民の生命・財産・人権を守る立場から、日米地位協定の見直しを行うとともに、沖縄県の基地負担の軽減を図ること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三重県議会

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 21	<p>(件 名) 県有施設の有効活用について</p> <p>(要 旨) 1. 県有施設の有効活用のため関係条例等の整備を進められたい。 2. 県有施設の有効活用のため柔軟な運用に努められたい。</p> <p>(理 由) 近年、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増し、住民から求められる行政サービスは多岐にわたっているにもかかわらず、その期待に応える十分な財源確保が大きな課題となっており、三重県もその例外ではない。 そういった環境の中、県が保有する各施設の中には条例等により設置当時からほとんど変更がされず、主たる目的以外の施設利用を制限しているものが存在している。これら施設において条例等の整備もしくは柔軟な運用をご検討いただくことによって、当組合員にとっても新たなビジネス</p>	<p>四日市市御園町1丁目93 三重県喫茶飲食生活衛生同業組合 理事長 今村 昭吾</p> <p>(紹介議員) 山 内 道 明 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 下 野 幸 助 小 島 智 子 野 口 正 藤 田 宜 三 小 林 正 人 津 田 健 児</p>	28年・6月



	<p>チャンスにつながるとともに、施設利用者の利便性も増し、さらには利用料等を徴収することにより県にとっても新たな財源確保につながると考える。</p> <p>例えば、三重県民の森においては「三重県民の森条例」によって「火気の使用」を禁止しており、これにより飲食店等の出店は困難になっているのが現状である。しかし、これらの条例改正、条件緩和等をおこなうことで出店を許可することは当組合員にとってのビジネスチャンスであり、利用者の利便性が増すことは間違いない。以上の理由から、県有施設の有効活用のための条例改正、柔軟な運用など環境整備を強く求める。</p>	
--	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 22	<p>(件名) 医療等に係る消費税問題の抜本的解決について</p> <p>(要旨) 社会保険診療等は消費税非課税であるために、医療機関等は、仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、医療機関等の負担となっており、その仕入れにかかった消費税相当額分については、診療報酬等に乗せられる仕組みとなっているが、この仕組みは、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることや、個々の医療機関等の仕入構成の違いに対応できないという欠陥をかかえているために、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫している。地域医療の最後の砦とされる自治体病院も例外ではなく、消費税負担が病院経営に深刻な影響を及ぼしており、地方財政を圧迫する要因ともなっている。</p> <p>また、非課税と言いながら、社会保険料や窓口負担により、患者・国民は消費税分を、目に見えないかたちで負担していることも問題である。</p> <p>さらに、このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実・維持を目的とする消費税率引き上げにより、むしろ、地域医療提供体制の崩壊がもたらされるという、結果につながるものである。問題の解決に向けては、支払った消費税一定額以上は非課税や還付も認めるなどの措置が必</p>	<p>津市桜橋 2 丁目191-4 公益社団法人三重県医師会 会長 青木 重孝</p> <p>(紹介議員) 山内 道 明 山本 里 香 岡野 恵 美 倉本 崇 弘 稲森 稔 尚 下野 幸 助 藤田 宜 三 小林 正 人 津田 健 児 長田 隆 尚</p>	28年・6月

要である。  
よって、三重県医師会の総意として決議した次の事項について、国に対し意見書を提出されたく請願する。

記

1. 国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決

(理由)

社会保険診療報酬等についての控除対象外消費税問題の抜本的解決は、喫緊の課題である。

“国民医療”とは、国民一人ひとりが受ける医療のことであり、わが国においては、国民だれもが、いつでも良質な医療を受けられるよう、良識と熱意をもった医療従事者が、懸命に医療提供をし続けていることそのものであると考える。

それを実現し支えているのが、すべての国民が公的医療保険に加入する仕組みである“国民皆保険”と、医療機関の連携の下で地域毎に必要なとされる医療を適切に提供していく仕組みである“地域医療提供体制”である。

一方、社会保険診療等は消費税非課税であるために、医療機関等は、仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、医療機関等の負担となっているが、その仕入れにかかった消費税相当額分については、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっている。しかし、この仕組みは、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることや、個々の医療機関等の仕入構成の違いに対応できないという欠陥をかかえているために、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫しており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税負担が深刻となっている。そうした中、医療機関等の自助努力により、地域医療提供体制が維持され、地域医療がcaろうじて確保されているのが実態である。

また、非課税と言いながら、社会保険料や窓口負担により、患者・国民は消費税分を、目に見えないかたちで負担していることも問題である。さらに、地域医療の最後の砦とされる自治体病院も例外ではなく、消費税負担が病院経営に深刻な影響を及ぼしており、地方財政を圧迫する要因ともなっている。

上記にも述べたが、医療機器・医薬品等の購入により発生する消費税、医療機関の建物の新築・

<p>増改築において発生する消費税についても最終消費者である患者さんではなく医療機関の負担となっている。このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実・維持を目的とする消費税率引き上げにより、むしろ、地域医療提供体制の崩壊がもたらされるという、結果になりかねない。地域医療体制、国民皆保険制度を守るためには、支払った消費税一定額以上は非課税や還付も認めるなどの措置が必要である。</p> <p>国民・県民の健康を守るためには、この問題を早急に解消することが喫緊の重要課題である。</p> <p>そこで、この件について地方自治法第99条による意見書を国会及び関係行政庁へ提出していただきたく請願する。</p>		
---	--	--

# 平成28年三重県議会定例会議案（追加提案・その5）正誤表

※正誤箇所は、表中の太字ゴシック文字部分です。

〔正〕

		報告第36号 平成27年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書																	
		左の財源内訳																	
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源						未収入特定財源						一般財源		
					分担金及び負担金	国庫支出金	諸収入	県債	繰入金	計	分担金及び負担金	国庫支出金	諸収入	県債	繰入金	計			
1頁6行目	2	5	生活文化費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	総務費	人権が尊重されるまちづくりの推進費	13,482,000	13,482,000	—	—	—	—	—	—	—	—	8,988,000	—	4,000,000	—	12,988,000	494,000	
12頁9行目		合計	45,331,236,000	31,464,007,248	225,575,692	—	7,486,588	9,645,895,790	1,044,939,026	10,923,897,096	770,969,377	13,365,750,084	57,481,797	5,117,000,000	—	19,311,201,258	1,228,908,894		

〔誤〕

		報告第36号 平成27年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書																	
		左の財源内訳																	
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源						未収入特定財源						一般財源		
					分担金及び負担金	国庫支出金	諸収入	県債	繰入金	計	分担金及び負担金	国庫支出金	諸収入	県債	繰入金	計			
1頁6行目	2	5	生活文化費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	総務費	人権が尊重されるまちづくりの推進費	13,482,000	13,482,000	—	8,988,000	—	—	—	8,988,000	—	—	—	4,000,000	—	4,000,000	494,000		
12頁9行目		合計	45,331,236,000	31,464,007,248	225,575,692	8,988,000	7,486,588	9,645,895,790	1,044,939,026	10,923,885,096	770,969,377	13,365,762,084	57,481,797	5,117,000,000	—	19,302,213,258	1,228,908,894		

## 議 提 議 案 の 上 程

○議長（中村進一） 日程第1、議提議案第2号三重県手話言語条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。28番 稲垣昭義議員。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました三重県手話言語条例案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

手話は、聾者の間で大切に受け継がれ、発展してきたもので、音声言語と同等の言語であります。三重県では全国に先駆けて、聾学校における教育活動において、手話を活用した指導及び支援を行うなどの取組が行われてきましたが、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言いがたく、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあります。

このようなことから、本県議会は昨年10月、三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うことを目的として三重県手話言語に関する条例検討会を設置し、計12回の会議を経て、本条例案の提出に至ったところです。

本条例案の内容の説明に先立ち、本条例案において使用されているろう者について説明いたします。

本条例案では、聴覚障害者ではなくろう者という用語を採用しました。本条例案におけるろう者とは、聴覚障がいのある者のうち、手話を言語として日常生活または社会生活を営み、または営もうとする者を指します。

次に、本条例案の目的及び基本理念について説明いたします。

本条例案は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ

計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安全に、かつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

そして、基本理念として、共生社会の実現は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識のもとに図られるものとするとして定めています。

次に、本条例案の個別的な内容について説明いたします。

初めに、責務及び役割についてであります。

まず、県の責務として、三つの責務を規定しました。

第1に、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について、必要かつ合理的な配慮を行うものとなりました。

第2に、三重県は、豊富な観光資源を有し、観光立県を目指していることを踏まえ、県は、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めることを特に規定しました。

第3に、県は、ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとなりました。

そして、県が手話を使用しやすい環境の整備や基本理念に対する県民の理解を促進するに当たっては、市町及び関係機関との連携協力が重要になることから、市町及び関係機関と連携及び協力するよう努めるものとなりました。

次に、県民の役割について、二つの役割を規定しました。

第1に、県民は、基本理念を理解するよう努めるものとなりました。

第2に、ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとなりました。

次に、事業者の役割として、事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、またはろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとなりました。

以上が責務及び役割関係であります。

次に、計画の策定についてであります。

本条例案では、障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定めるものとなりました。この計画を定める場合には、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとし、具体的には、同協議会に部会を置いて審議することとしています。

次に、基本的施策についてであります。

まず、情報の取得等におけるバリアフリー化等についてであります。

県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、手話による情報の発信等に努めるものとなりました。また、ろう者が日常生活において、手話による情報の取得等ができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとなりました。

そして、県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等、必要な措置を講ずるよう努めるものとなりました。これは、災害時等の情報の取得等に課題があるとの意見を踏まえ、特に規定したものであります。

次に、手話通訳を行う人材の育成等についてであります。

県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充に努めるものとなりました。

次に、手話の普及等についてであります。

県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとなりました。また、県の職員に

対する手話に関する研修等についても規定いたしました。

加えて、県は、幼児、児童・生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとなりました。

次に、ろう児等の手話の学習等についてであります。

ろう児等が手話を獲得し、手話により意思疎通を図ることができるようにするには、乳幼児期から手話の教育を受けることができる環境の整備を図ることが重要であることを踏まえ、ろう児等の手話の学習等に関する規定を設けました。そのほか、事業者への支援及び手話に関する調査研究等への協力について規定を設けました。

以上が基本的施策であります。

次に、施行日についてであります。

本条例案は、計画の策定手続に関する規定を公布の日からの施行とし、その他の規定は平成29年4月1日からの施行としました。

そのほか、三重県障害者施策推進協議会の部会で調査審議を行うことができるよう、所要の規定の整備を行っております。

以上が本条例案の提案説明であります。本条例案が成立した際には、提案者である議会としても、手話による情報の発信等に積極的に取り組み、手話を使用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

## 質 疑

○議長（中村進一） 日程第2、議案第105号から議案第112号まで並びに議提議案第2号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。10番 田中智也議員。

〔10番 田中智也議員登壇・拍手〕

○10番（田中智也） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、新政みえ、四日市市選出、田中智也、



議案質疑をさせていただきます。

まず冒頭、熊本地震で被災された方々、そして、お亡くなりになられた方々に、私からも心からお見舞いと哀悼の意を表したいというふうに思います。

時間が15分なのでさっさといきたいと思うんですが、まず冒頭、知事におかれましては、当会派の実施いたしました県政懇談会に御出席いただきましてありがとうございます。大変盛況に終わりました。多くの県民の方の御意見を賜る、そんな機会を与えていただきました。伊勢志摩サミットについても、やはり県民の方々、非常に関心が高いというのを改めて感じさせていただく、そんなひとときでありました。

そんな中、議案第105号に関する質疑ということでさせていただきます。

まず、1点目が、海外誘客推進プロジェクト事業費についてということで、4666万7000円が計上されています。

もう1点、連続で聞きますけれども、海外M I C E誘致促進事業費、これは900万円という形で計上されています。

知事もこの間の提案説明の中で、今、平成27年度の県内の宿泊者数、延べで、19年の調査以降最高を記録していると。そんな流れをこれからも、サミットで知名度が向上しているこのときだから、加速させていきたいということでありました。そのとおりでありますし、これは重要なポイントではないか。

もう1点、サミットについて成功したと、そのことについては私どもも考えておりますし、お疲れさまでした。ただ、本当の意味で、これも知事も触れておられましたけど、大成功というためには、この後、何年後かにきちっと評価をして、成功であったと言えるような流れをつくっていくべきだというふうに思います。国や外務省から見れば、まずは成功裏に終わったということでありましょうけれども、県政にかかわる我々としては、この後が大事だというふうに思っているところです。

そこで、この海外誘客推進プロジェクト事業費と海外M I C E誘致促進事

業費について、どういうことをされるのか、もう少し詳細をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○雇用経済部観光局長（水島 徹） 今回の6月補正で計上いたしました2事業につきまして、具体的にどのような取組を行うのかという御質問かと思えますので、順次お答えさせていただきます。

まず、海外誘客推進プロジェクト事業費でございますけれども、伊勢志摩サミットにより本県の知名度が飛躍的に向上したこの好機を捉えまして、現在も好調な外国人旅行者の来訪を一層促進するための取組を行うこととしております。

これまで県といたしましては、インバウンドの重点国・地域として、台湾をはじめ、タイ、マレーシア、香港といったアジア、また、ヨーロッパではフランスを主な対象として、海女、忍者などの本県の持つ魅力的なコンテンツを活用いたしまして、官民での誘客活動を展開してきたところでございます。

今後はこれに加えまして、欧米からの誘客やアジア等の富裕層の誘客も積極的に進めていきたいと考えております。その際には、伊勢志摩サミット三重県民会議などが実施したプレスツアーに御参加いただいた皆様の反応や御意見なども十分に参考にして、本県の食、自然、歴史、文化等を効果的に発信していきたいと考えております。

欧米につきましては、サミット参加国などのメディアの本県への招聘などによりまして、本県の持つ魅力をアピールし、現地における情報発信を推進するほか、県にかわって現地で営業活動を行う代理人、レップと申しますけれども、こういったものを配置して、本県への誘客を推進します。

富裕層につきましては、一般に政治経済情勢への関心も高く、サミット開催地である伊勢志摩を訪れたいという動きもございます。そのため、富裕層や企業の報奨旅行、いわゆるインセンティブツアーでございますけれども、こうした部門を専門とする旅行会社へのプロモーションや、欧米と同じく、現地での代理人の配置などによりまして、サミットにおける訪問スポットや

食事メニューなどを具体的に示しながら、本県の持つ魅力の周知を図り、誘客を進めていきたいと考えております。

また、同じく富裕層も多いゴルフ客の誘致、こちらにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、国際ゴルフツーリズム博覧会への出展や、ゴルフ関係の旅行会社やメディアの招聘を官民連携で展開し、ゴルフと観光が楽しめる目的地として本県を選んでいただけるよう取組を進めてまいります。

さらに、近年、個人の外国人旅行者の割合も高まっております。外国人旅行者が本県を円滑に旅行していただけるような仕組みを整えることが求められております。そのため、着地型旅行商品、体験型滞在プログラムの開発提案や、欧州F I T、これは個人旅行者でございますが、欧州F I T向けのSNSを活用した情報発信にも取り組み、滞在時の満足度向上により本県を訪れるリピーターの確保につなげていきたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、二つ目の海外M I C E誘致促進事業費でございますが、こちらにつきましては、世界最高峰の国際会議である伊勢志摩サミット開催の経験を生かしまして、国際会議等のM I C E誘致を本県のインバウンドの新たな分野として確立させるため、誘致に当たってのセールスツールの整備や、国際会議開催に向けた県内の機運醸成などを行いながら、セールス・プロモーション活動を積極的に行っていききたいと考えております。

セールスツールの整備といたしましては、まず、パンフレットやホームページの作成、こういったものを行います。県内の公共施設やホテルのバンケットルームなど、会議や会議後のレセプションで使用できる施設の状況、こういったものを網羅的に把握し、収容能力などのデータをリスト化してまいります。

また、こうした会議施設情報の提供等のほか、国際会議主催者に対する誘致の働きかけを行う際には、主催者への財政的支援が効果的でございます。国際会議の誘致を推進している自治体やコンベンションビューローにおいて

は、そのための補助金、こういったものが一般的に用意されておりますので、本県においても補助制度を創設したいと考えております。

さらに、県内での国際会議開催件数は、2005年からの10年間の累計で18件と少なく、県内の多くの会議施設や宿泊施設に十分なノウハウがありませんので、国際会議等、MICE誘致に向けた機運醸成とノウハウ蓄積のためのセミナーを開催したいと考えておるところでございます。

こうした取組により、平成28年から31年までの4年間の累計で国際会議の開催件数20件を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 御答弁ありがとうございました。

ただ、これぐらいの金額ではなかなかうまくいかないというか、道半ばで終わってしまいそうな気がするのですが、今回の補正では上げていただいていますけれども、さらなる取組、事業をいろいろ御検討いただきたいと思っています。

三重県で、コンベンション、その二つのキーワードでインターネットで検索すると、伊勢志摩観光コンベンション機構と、それから、四日市市のホームページのところしか出てこないんですね。ホームページをつくっていただくということですので、関心の高い今だからこそ検索する方が多いのではないかと、それは当然、英語のホームページでできればつくっていただくべきだろうというふうにも思っています。期待をしておりますし、これからさらにどんな形で、海外のほうだけではなく、国内にも誘客の取組というのは当然必要なのではないかなと、そんなふうに思っています。

知事もお疲れのところでしょうけれども、その意気込みをあれば聞かせていただきたい。

○知事（鈴木英敬） MICEについては、三重県でサミットをやったという、知名度が上がったというチャンスに加えて、国際会議全体の質的、量的側面でチャンスが三重県に訪れているというふうに思っています。

これはつまり、まず、国際会議の開催件数自体が世界全体でも日本全体でも過去最高になっているということ。それから、全体的に小規模化していつていると。500人未満が3.8倍になっているというようなことなので、三重県、大規模なコンベンションホールとかがありませんから、小規模なものの回数を重ねることができるということと、それから、場所についても、コンベンションホールとかが大体今24%ぐらいで、大学とかホテルというのが66%ぐらいなので、そういう既存の三重県のものを活用しやすいような国際会議になってきているということ、あともう一つ、寺社とか仏閣とかのユニークベニューに注目が集まっていると。

そういう意味で、サミットということだけじゃなくて、国際会議全体の質的、量的な動向も三重県にとってやりやすい環境が整ってきているということですので、まずは官民を挙げた体制、それから、先ほど観光局長も答弁しましたような調査とか、あるいは取組方針をしっかりとやるのと、あとはテーマ、女性とか、歴史、文化とか、環境とか、海洋とか三重県らしいものとホットなテーマをしっかりと狙っていくということと、あと、やっぱり国際会議のネタを持っている関係機関とよく連携するということだと思えます。

例えば、今回だと、この10月に三重大学と連携して認知症サミットを三重県でやります。あと、例えばI C E T Tと連携をしてA S E A Nの環境フォーラムをやるとか、そういうネタを持っている関係機関としっかり連携するというのも今後の取組の中で重要だと思えますので、いずれにしても、一つの集客交流の大きなカテゴリーとして、M I C Eについてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。

ネタを持っているところへ働きかけるというのはまさにそうで、ただ、私もいろんなところに働きかけると、えっ、とまだ腰が引けているようなところもあって、それは本県特有のよさではあるんでしょうけれども、そのあたりを行政として、三重県政として、しっかりとメニューも示しながら内側に

も取り組んでいくことが必要かなと思っていますので、ここも私は、今後、関心を持って見させていただきたいと、そんなふうに思っています。

議案第105号については以上で終わらせていただいて、次、議案第112号に関する質疑で、地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標というのが提出をされています。このことについてですけれども、第二期ということでありまして、第一期がもう間もなく終わろうとしているということでありまして、第一期がどうであったのか、そして、その辺の検証とか分析を踏まえて第二期につながっているのかということについてお伺いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 三重県立総合医療センターにつきましては、当議会でも十分に御審議いただきました県立病院改革に関する基本方針に基づき、地方独立行政法人化がなされたわけでございますけれども、法人化以降の第一期中期目標に基づきます中期計画の達成状況につきましては、評価委員会より、過去3年間、いずれも順調に進んでいるとされているところでございます。

具体的な取組といたしましては、NICU、生まれたばかりの赤ちゃん、特に未熟児とかを想定しておりますけれども、このNICU施設の増床を図るなど、周産期機能の充実を図るとともに、地域の医療機関との連携を強化するため、地域医療支援病院の承認を取得するなど、数多くの成果を上げております。

また、法人化のメリットといたしまして、理事長の責任と権限がより明確になったことで、刻々と変化する医療を取り巻く環境に柔軟かつ迅速に対応することができていると考えております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 県立病院改革の議論をしっかりと議会の中でもしていただいた上でということで御答弁をいただきました。当時の議論については私も勉強をさせていただいたところですけど、当時、「病院の姿」可能性詳細調

査報告書というのが2009年に、服部地域連携部長もよく御存じなものが出ていますけれども、当時の県立病院改革のメリットというのが果たして出ているのか、これは今も改革中、途上だというふうには私は認識をしています。それぞれの時代の情勢によって刻々と変化する医療ニーズに対して、県立病院として公的関与の必要性、どこら辺を見定めて進めていくのかというところがやはり今後も大事なのではないかなと、そんなふうには思っているところでありますので、これも評価委員会で評価をされて、事業改善などの勧告をしていただくというふうには放っておくのではなく、我々もしっかりと関心を持って見ていきたいと、そのように思っていますので、よろしくお願ひします。

以上で、時間が参りましたので、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 16番 木津直樹議員。

〔16番 木津直樹議員登壇・拍手〕

○16番（木津直樹） おはようございます。

自民党の木津直樹でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、順次議案質疑に入りたいと存じます。

まずは、議案第107号に関する質疑でございます。

今、待機児童が大変社会の関心を集めていますが、既に国では、平成27年11月26日に取りまとめた、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策によりまして、待機児童解消を目指し、保育所等の整備により平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大することとしています。

また、昨年度は保育の受け皿を拡充することを目的として、子ども・子育て支援法の一部改正が行われました。昨年4月1日の全国の保育園等の待機児童数は2万3167人で、5年ぶりの増加になったわけでございますが、しかし、これは、保育施設が増えると、その分利用需要が喚起をされて、利用希望者も増えるという現象が起こったと言われております。

いずれにせよ、こうした待機児童が発生する状況を解消するため、緊急的な対応として、国が基準の改正を行い、三重県においても、今議会で議案第

107号幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案が提出されたものと理解をいたしております。

現状把握のため、2点質問させていただきます。

まずは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、国が示した基準に基づき、職員資格に関する特例的運用を認めるということですが、今般、国が基準の改正に至った背景は何かを1点、2点目に、三重県が条例を改正をした場合、特例的運用を実施する見込みはあるのかを担当局長にお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、2点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

保育の担い手を確保するために、国は昨年1月に保育士確保プランを策定いたしましたして、平成29年度末までに追加で必要となる6.9万人の保育士を確保するというふうにしたところでございます。このため、保育所等の整備による保育の受け皿拡大とあわせまして、保育の担い手の確保は緊急の課題として、より一層の対応が求められているところでございます。

このことから、国においては、保育の質を落とすことなく、保育士が行う業務についての要件を一定程度柔軟化することといたしまして、当分の間、保育所及び認定こども園における職員資格の特例的な運用が可能となるよう、省令等の基準の改正が行われたという経緯がまずございます。

この保育士の確保につきましては、本県におきましてはこれまで、潜在保育士の現場復帰支援研修でありますとか就職相談、また、新任保育士の就業継続支援研修等を実施するとともに、保育士修学資金貸し付けを行うなど、市町と連携して取組を進めてきたところでございます。

特例的運用の実施見込みに関連してでございますけれども、先ほど述べましたとおり、保育所につきましては既にこの4月から特例的運用が可能となっておりますので、市町からの問い合わせも来ておるといことでありますので、一定の実施見込みもあるというふうと考えており、待機児童が発生しております市町の保育所等における緊急的な対応策として、さきに述べまし



たこれまでの保育士確保の取組に加えまして、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園につきましても、この特例的運用により的確に対応できる体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 現在三重県においても、運用の実施に向けて準備をしっかりと進めていっていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、引き続きまして、保育士の確保、それに加えまして、処遇の改善につきましてもしっかりと取り組んでいただきますことをお願ひいたしまして、次の質問に参りたいと思ひます。

次に、議案第105号についてでございます。

平成28年度三重県一般会計補正予算の中に、産地パワーアップ事業が計上されております。

そこで、農林水産部長にお聞ひいたします。

T P P協定につきましては、本年2月に参加12カ国により協定への署名が行われました。日本国内におきましては、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が、引き続き、今秋の臨時国会で審議されることになっております。

政府は、平成27年11月にまとめた総合的なT P P関連政策大綱に基づき、平成27年度補正予算に、攻めの農林水産業への転換、いわゆる体質強化対策を進めるT P P関連対策予算の措置をしております。その中で、国際競争力のある産地イノベーションの推進を掲げており、産地パワーアップ事業を創設したと聞いております。

三重県では、こうした国の事業を活用し、県内産地の競争力強化を図るため、水田、畑作の野菜、果樹、お茶等の産地が策定する産地パワーアップ計画に基づき、各産地が整備する収益力向上のための設備等の導入を支援するとのことですが、今回の補正予算で産地パワーアップ事業には3億1000万円余の予算が計上されております。

この産地パワーアップ事業の内容と、今後の県の取組をお伺いいたします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） それでは、産地パワーアップ事業の取組について御答弁を申し上げます。

議員からも今御紹介がありましたように、産地パワーアップ事業は、国において総合的なT P P関連政策大綱を踏まえまして、農業の体質強化の一環として創設された事業でありまして、県ではこの事業を活用しまして、産地の収益力を高め、攻めの農業への転換を図っていききたい、このように考えています。

本事業は各市町、J A、農業者の代表等が参加します地域農業再生協議会、この協議会は従来、例えば米の需給調整でありますとか担い手の育成、あるいはこういった地域の農業の戦略を立てる協議会でございますが、各市町に設置されており、この中で産地パワーアップ計画を作成いただいて、農業者や農業者団体による高収益な栽培体系への転換や新たな作物導入に向けた取組に対して、例えば、ハウスや集出荷施設などの整備、農業機械のリース、品質向上に資する資材の導入などを総合的に支援するものでございます。

現在、県では、先ほど御説明しました各地域農業再生協議会に情報提供を行うとともに、各産地において地域機関・事務所が事業に関する説明会を開催してまいりました。その中で、現在、トマト産地におけるハウス施設の整備、あるいは、大豆産地における農業機械のリース、ミカン産地におけるマルチ資材の導入等の検討など、7つの地域で10の取組が検討されています。

今後、この議会でお認めいただければ、市町、J A等関係機関と連携しまして、各産地が速やかに取り組んでいただけるように鋭意支援に努めていきたいというふうに考えています。

さきの伊勢志摩サミットにおいて、特に三重の農産物がふんだんに使われました。本体行事であります首脳会議において、ワーキング・ランチ、ワーキング・ディナー、あるいはコーヒープレイクとかカクテル、さらには、配偶者プログラムにおけます昼食会、夕食会などにおいては、松阪牛とか伊賀牛というブランドだけにとどまらず、いろんな農産物、水産物が使われまし

た。また、伊勢市に設置されました I M C においては、156 の品目のうち 152 の品目に県産材が使われるという、非常に多くのものを使っていただいて注目を集めました。今後、このチャンスを生かして、三重県のいろんな産地で作ったものをしっかり P R して売り込んでいきたいという、この両輪で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔16 番 木津直樹議員登壇〕

○16 番（木津直樹） ありがとうございます。

伊勢志摩サミット効果まで言ってくれましてありがとうございます。

実は、サミットで使われたお酒、もう 1 年先まで予約が殺到、売り切れ続出ということと、J A のほうにも伊賀の米への問い合わせが殺到ということで、農業関係、うれしい悲鳴を上げております。本当にありがとうございました。

また、国の T P P 対策であります国内産地の支援ということで、ぜひとも、T P P、正式な発効に備えて、三重県の農林水産業が国際競争力をつけるよう、そしてまた、海外の市場の取り込みが行われますよう本当に期待をしたいと思いますし、また、先ほどのように、サミットのレガシーを最大限に生かせる強い農林水産業を期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 5 番 山本里香議員。

〔5 番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5 番（山本里香） おはようございます。日本共産党の四日市市選出、山本里香です。

議長にお許しをいただきましたので、議案第 107 号に関する質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。

先ほど木津議員のほうからも質疑がありましたように、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正ということについては、焦眉の課題である待機児童対策、保育担い手の確保のための特

例ということで設定されて、先行して保育園等では、自治体のほうで規則などが整備を今されています。

有資格者保育士とこの場合言っておきます、保育教員という言葉で認定こども園では言う場合もありますが、保育士2名以上の配置を義務づけている現行ルールを変更して、朝夕において1名は研修を受けた無資格者でもよいとする、あるいは、配置する職員の3分の1以下であれば小学校教諭や養護教諭による保育も可能とする、代替にするというようなものです。

対象となる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、県内に、今年度新設も含めて6施設ということで、対象の数としては、この条例としては少ないわけですが、これが全体の就学前保育に大きくかかわっていく条例になっているということを、私たちはしっかり考えなくてはいけないと思います。

お尋ねしたいのは3点です。内容はよろしいですので、お尋ねすることについてお答えをいただきたいと思います。

平成28年4月1日、もう済んでおりますけれども、以降に、当分の間という文言が入って、この条例改正に適用されていくわけなんですけれども、その特例的運用の考え方、当分の間とはどういう設定なのかということを、まず一つお伺いしたいです。

二つ目は、厚生労働省からの基準省令として通知されているわけなんですけど、これは従うべき基準であるのか、参酌すべき基準であるのかということをお伺いしたい。

三つ目、今回の保育士配置要件の弾力化が、先ほど木津議員のほうからもその実現性ということでお話がありましたけれども、今、喫緊の問題となっている認定こども園をはじめ、県内の保育施設の充実や待機児童対策に本当に実効性のあるものとして提案されているのか、機能するとお考えなのか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

**○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和）** それでは、3点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、特例的運用に係る当分の間ということについてでございます。

これにつきましては、保育士確保プランに掲げます平成29年度末までに保育士を確保するという目標を踏まえまして、待機児童を解消するための緊急的で時限的な対応としていることもございますので、国におきましては、29年度末の待機児童の発生状況等を勘案し、特例的運用の継続の要否について検討するというふうに聞いておりますので、県といたしましてもそうした検討を踏まえまして判断していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の関係で、基準に従うべきかどうかということでございます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する基準につきましては、議員がおっしゃられましたとおり、いわゆる参酌基準というふうにされておりまして、これにつきましては、内閣府、文部科学省、厚生労働省による告示で規定されており、都道府県はこの告示を踏まえまして基準を規定できるということになっております。

このことから、保育の担い手確保の裾野を広げていく必要があるというふうに判断いたしまして、今回提案をさせていただいたというところでございます。

3点目、実効性の問題についてでございますけれども、朝夕の園児が少ない時間帯におきましても、現状の基準では保育士2人を配置するというふうになっておるところでございます。そういうことから、早朝出勤などのずれ勤で対応するなど、多くの保育士等を確保する必要性が生じているというところでございます。

今回の特例的運用が可能になりますと、園児の数が少なく、保育士等の配置が1人でよいとなった場合において、もう一人の保育士にかえまして、子育て支援員等を置くことができます。これによりまして、コアな時間に保育士を集中させるといった対応が可能となり、保育所等の現場におきましてより弾力的な人員配置が可能になることもございますので、保育の担い手確保策として実効性があるものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

当分の間というのが、今の計画後、目指しているところの平成29年度ということですが、現実の状況を見て、本当に今しなければならぬことは、保育士対策、たくさんあると思うんですけども、それがこれなのかというと、どっちが先か、保育士が充実をするまでの当分の間、絶対させるからという意気込みかもしれませんが、現実的に、今、28年度の段階で政府が行っている手だての中では、この当分の間がずっと続くのではないかと危惧をいたします。

従うべき基準というのを、今、参酌というふうにおっしゃいましたけれども、この基準というのは、基準のうちであれば、程度を高くする、要件をよくすることについては自治体独自でできるけれども、悪くすることはできないという従うべき基準というふうに、厚生労働省などが出しているクエスチョン・アンサーでは聞いているんですけども、とにかく、自治体で、これ以下にするのでなければ決められるということですから、何もこれに全て合わせて下げていく必要はないと私は思っておりますので、そういうことを十分に常任委員会等でも審査をしていただきたいと思います。

そして、実効性というか、現実的な問題です。朝夕の大変人数が少ない、昼間よりは人数が少ないときに手伝いというような意味合いで、主にはなれませんから、配置ができる無資格者という問題や、あと、教諭の問題があります。保育士を何とかして増やしたいということは皆同じ思いだと思いますけれども、どう考えても、この今のものが絵に描いた餅にしか私には見えなわけです。

現実的に、市町教育委員会が小学校で教員、講師を探しても、なかなかお願いするのが大変だというのは、教育委員会、存じていらっしゃると思いますけれども、そういう現実があります。非常勤講師も大変だし、常勤講師に至ってはもっと大変です。よしんば、学校に勤務していない教員免許を

持った方を引っ張ってこようと思っただろうのか。潜在保育士の方を引っ張ってくるのとどっちが大変なのか。どっちも大変だと思いますけれども、この困難というのは深くあると考えられます。

保育士、幼稚園教諭のパートの時間給は850円から、高くても1200円というふうに出ています。そして、臨時教員といいますが、非常勤扱いの教職ですと、時給で2000円からそれ以上、3000円近くになるということなんです。そういう中で、このことで保育士のかわりに先生方に来ていただいて、かわりになるということにはならないと、私は現実をいろいろ考えると思うわけですが、そういうことまで考えながら政府が言ってきているのかどうか大変不安になるわけです。形だけなんじゃないか。十分に多面的に考えて、常任委員会で審査をしていただきたいと思います。

もし、学校よりはちょっと簡単だから手伝おう、給与が安くてもいいなんていうことで応募されてきたら困ったものです。それこそ、専門職としての保育職や幼児教育職に対して失礼きわまりない。そして、そういう考え方で募集をかけるとすれば、これまた、行政として大問題だと思います。

教員免許や養護教諭免許のある方を雇えるというのは、実際問題、本当に非現実的で、当面これで乗り切るという考え方が、どうも理解ができません。さらに、無資格者である人たちを採用することについて、本当に、保育、大事やと思って今までもお手伝いしていただいているという方が、実際には無資格で、先行して保育園では入っておりますので、平成27年から、そういう方が頑張ってもらっていると思っておりますけれども、このことは大変問題があると思っております。

もちろん主にはなれないということにはなっていますけれども、主にはなれないけれども、じゃ、サブだったらいいのかということなんです。

厚生労働省は、保育の質を確保する上で、地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当でないとずっと言い張ってきました。去年の8月、9月まで言い張ってきました。考え直しを求める意見書などが出てきたことに関しても、保育の質を低くするというので、

これを9月まで認めてきませんでした。こういうことで、本当に問題です。

朝晩の子どもの少ない時間ですけれども、実は、こども園、保育園の朝夕の時間というのは、登園やお迎えで保護者の方とその職員が接する重要な時間であり、健康状態などについて、保護者と保育士及び保育教諭が意思疎通を図って、昼間の保育活動にそれが十分に活かされなければいけないというところなものですから、非常勤でありパートである無資格の保育を担当する方をお願いするというのが、本来保育士不足で困っている、保育園、こども園に入れなくて困っているという、このキャパを大きくしようという流れの中で、要望の中で、本当に危険なことではないかと思っています。

保育所における死亡事故が相次ぐことは御存じだと思いますけれども、一人ひとりの子どもに行き届いた手を入れることが重要で、専門職である保育士の体制強化こそ大切。今、この流れで、この条例、特例を進めていくと、また、平成29年度になってもそれが続くようなことになってしまえば、なし崩し的に現場の混乱が続いてしまうということになりかねないと思はし、いろいろなデータが物語っております。厚生労働省も保育分野における人材不足の原因や理由というのを調査して出していますけれども、一番の大きな原因は給与だというふうに厚生労働省が言っているわけですね。

ですから、資格のない者や、類似点はあるけれども違う資格の者に手を広げて、保育士資格をさらにおとしめる、職業意識や児童福祉への志を奪うということになるかもしれないと心配するこの規制緩和は、保育士確保に逆行していくというふうに思いますが、そのことについて、現実的にいかがでしょう。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 今回の改正につきましては、保育士の基準を確保した上でさらに上乘せをしてということで対応するというふうな条例と考えておりますので、保育の施設でありますとか、安全性も含めまして、適切に対応できていくものというふうに考えております。

それと、冒頭にありました実際の実効性の話でございますけれども、現在、保育所や認定こども園におきましては、保育士や幼稚園教諭以外に様々な資



格を持った方が保育の補助を行う職員として働いておりまして、働き方は多様になっているというところでございます。一方で、養護教諭につきましても、免許を持っておる方であっても乳幼児保育に興味を感じて保育現場で働く方もいらっしゃるというところでございますので、そういった方の希望に応じた働き方もしていただくというようなことを含めまして、より幅広く担い手確保をしていきたいというふうに考えています。

また、一方で、先ほども述べましたように、保育士そのものの確保につきましても、これまでどおり潜在保育士の就職支援でありますとか、あるいは保育士の研修とかもありまして、離職対策等も進めておりますので、そういったことともあわせてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

常任委員会のほうでは十分に、保育の環境、雇用の環境、働く思い、預ける思い、もちろん子どもたちの育ち、一体どのようになるかというのを考察していただいて、待機児童解消、保育士確保へ、取ってつけても有用性のないことをするのではなくて、深い深い審査をしていただきたいと期待いたしまして、質疑を終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、議案第105号から議案第112号まで並びに議提議案第2号に関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号から議案第112号まで並びに議提議案第2号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の

常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
107	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案
112	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標について
議提2	三重県手話言語条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
108	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
110	工事請負契約の変更について（一般県道亀山安濃線道路改良（鹿島橋橋梁上部）工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
109	工事請負契約について（松阪地域特別支援学校（仮称）建築工事）
111	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
105	平成28年度三重県一般会計補正予算（第2号）

1 0 6	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
-------	---

## 決 議 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第3、決議案第3号沖縄県における米軍属による凶悪事件に抗議する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

決議案第3号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明9日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明9日は休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より、県政に対する質問を行います。

**散** **会**

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時54分散会